



ネット de 賃金
定額減税操作手順書

はじめに

■ マニュアルの目的

この手順書は、2024/05/17 にリリースしましたネット de 賃金での定額減税の処理をご利用になる皆さまが、システム操作手順や入力内容をご確認の際にお読みいただくことを目的としています。

■ マニュアルの構成

この手順書は定額減税の処理の流れに沿って説明しています。目的に応じて必要な箇所をお読みください。

■ 凡例

| 記号 | 意味 | 例 |
|---|---------------------------|---|
|  | 画面上のボタンを示しています。 | 登録 実行 更新 |
| [] | 画面上のチェック項目を示しています。 | [全体] [範囲指定] |
|  | 操作や入力内容について注意すべき点を示しています。 |  電子申請での注意点 |
|  | 参照先を示しています。 |  3 ページを参照 |

■ Q&A よくある質問のご案内

この手順書には、定額減税処理についてお問い合わせが多い内容をまとめた Q&A をご用意していますので、ご利用ください。 Q&A よくある質問は  [P.16](#) を参照

目次

| | |
|--|-----------|
| はじめに | 1 |
| 目次 | 2 |
| 改修内容（2024/05/17 リリース）（月次減税事務） | 3 |
| 今後の改修予定（2024/11 月中予定）（年調減税事務） | 3 |
| 1. 定額減税処理の流れ | 4 |
| 2. 控除対象者の確認 | 5 |
| 2-1. 従業員マスタの確認 | 5 |
| 2-2. 被扶養者マスタの確認 | 6 |
| 2-3. 定額減税のための申告書の出力 | 7 |
| 3. 月次減税額の計算 | 8 |
| 4. 給与支払時の控除 | 9 |
| 4-1. 控除コード 11「定額減税」の使用設定 | 9 |
| 4-2. 給与賞与計算の実行 | 10 |
| 4-2-1. 控除コード 11「定額減税」が表示されない場合 | 11 |
| 4-2-2. 控除コード 11「定額減税」は表示されるが減税が行われぬ場合 | 11 |
| 5. 各人別控除事績簿の作成 | 12 |
| 6. 控除後の事務 | 13 |
| 6-1. 給与明細書/賞与明細書 | 13 |
| 6-2. 源泉所得税納付書 | 14 |
| 6-3. 源泉徴収簿 | 15 |
| 7. 定額減税についてのよくあるご質問 | 16 |
| 7-1. 「賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う」の中に定額減税のメニューが表示されません。 | 16 |
| 7-2. 定額減税にあたり行わなければならないことはありますか | 16 |
| 7-3. 定額減税はどのような従業員・被扶養者が控除対象になりますか | 16 |
| 7-4. 定額減税の控除が行われません。 | 17 |
| 7-5. 一部の従業員を定額減税の対象から外すことはできますか | 17 |
| 7-6. 控除対象者及び月次減税額設定で対象者が表示されません | 17 |
| 7-7. 定額減税に関して年末調整のアップデートはしますか | 17 |

改修内容（2024/05/17 リリース）（月次減税事務）

- ① 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書に対応しました。
- ② 各人別控除事績簿に対応しました。
- ③ 各従業員の減税額を計算するメニュー「控除対象者及び月次減税額設定」を新設しました。
- ④ 控除項目「定額減税」を新設し、月次減税事務（給与計算・賞与計算）に対応しました。
- ⑤ 給与明細書、賞与明細書の印字に対応しました。
- ⑥ 源泉徴収簿の算出税額の印字に対応しました。
- ⑦ 源泉所得税納付書の税額集計に対応しました。

賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う

| その他処理を行う | | |
|--|--|--|
|  勤怠集計表 |  個別データ保存 |  個別データ復元 |
|  賃金連動データ再作成 |  給与賞与データ作成 |  源泉所得税納付書(月次) |
|  源泉所得税納付書(特例) |  メモ設定 |  パスワード設定 |
|  定額減税のための申告書 |  控除対象者及び月次減税額設定 |  各人別控除事績簿 |

今後の改修予定（2024/11 月中予定）（年調減税事務）

- ① 年末調整個別入力に「年調年税額」「年調減税後の年調職税額」「控除外額」の項目を追加
- ② 源泉徴収簿に「年調年税額」「年調減税後の年調職税額」「控除外額」の項目を追加
- ③ 源泉徴収票の摘要欄に控除項目「定額減税」で控除した額を「源泉徴収時所得税控除済額」として記載する機能を追加
- ④ 源泉徴収票の摘要欄に月次減税事務で控除しきれなかった金額がある場合はその金額、なければ0円を「控除外額」として記載
- ⑤ 源泉徴収票の摘要欄に合計所得金額が1000万円を超える居住者かつ同一年計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合は「非控除対象配偶者減税有」+「氏名」を記載

※上記①～⑤は年末調整について現段階で国税庁にて発表されている内容であり、詳細は2024/09に国税庁HPに掲載される予定のため、発表内容により追加・変更になる可能性があります。

1. 定額減税処理の流れ

国税庁発行の「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」に従い、以下順に確認・操作を行います。

参考 URL : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

控除対象者の確認  [5 ページ](#)



月次減税額の計算  [8 ページ](#)



給与支払時の控除  [9 ページ](#)



各人別控除事績簿の作成  [12 ページ](#)



控除後の事務  [13 ページ](#)

2. 控除対象者の確認

定額減税の月次減税事務を行う前に必要な登録および確認作業を行い、控除対象者の確認を行います。

(国税庁発行「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」1ページ)

控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、**給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人**(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)(以下「基準日在職者」といいます。)を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人(以下「控除対象者」といいます。)となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることになります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しませんので注意してください。

<基準日在職者に該当しない人>

- ✓ 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除等申告書を提出していない人)
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

(注) この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額(見積額)を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

2-1. 従業員マスタの確認

以下の条件に該当する従業員が本人30000円の定額減税対象になります。

① 給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>基本項目設定

- ・入社年月日が令和6年6月1日以前 or 未入力
- ・退職年月日が令和6年6月1日以降 or 未入力

② 給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>税設定

給与所得税区分/賞与所得税区分が甲欄 or 率計算 or 固定値

2-2. 被扶養者マスタの確認

以下に該当する被扶養者が1名につき30000円の定額減税対象になります。

給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>被扶養者設定

配偶者：同一生計配偶者[有]

※「同一生計配偶者」は2024/05/09リリースで追加された新項目です。

リリース時に配偶者の有無が[有（一般）]or[有（老人）]の場合に自動設定されます。

また、マスター登録>>汎用データ>>汎用マスタ入出力からもCSV取込による変更が可能です。

その他の被扶養者：税法上扶養に**チェックあり**+国外居住親族に**チェックなし**+配偶者区分**チェックなし**+給与連動続柄**「妻」「夫」以外**

被扶養者設定:2024年05月処理 登録済

従業員コード: 000101 従業員名: 東京 一郎 退職者についても表示を行う。

被扶養者一覧

| 番号 | 氏名 | フリガナ | 生年月日 | 続柄 | 税法上扶養 | 国外居住親族 | 同居老親 | 退職手当を有する | 順序 |
|----|-------|---------|-------------|----|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 01 | 東京 花子 | トキョウハナコ | 1990年02月02日 | 妻 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 1 |
| 02 | 東京 次郎 | トキョウジロウ | 2001年03月03日 | 子 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 2 |

16歳未満扶養人数: 0人
国外居住親族数: 0人
23歳未満扶養有無: 無 有

税法上の扶養人数内訳

| 控除区分 | 設定内容 | 税控除数 |
|--|--|------|
| 本人 | 未成年 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | ● |
| | 乙種 <input type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | ● |
| | 障害者 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 特別 | 0人 ● |
| | 寡婦 <input type="radio"/> 寡婦設定 | 0人 ● |
| | 勤労学生 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | 0人 ● |
| | 死亡退職 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | ● |
| | 災害者 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | ● |
| | 外国人 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 対象 | ● |
| | 配偶者の有無 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有(一般) <input type="radio"/> 有(老人) <input type="radio"/> 有(控除外) | 1人 ● |
| | 配偶者障害 <input checked="" type="radio"/> 非対象 <input type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特別 <input type="radio"/> 同居特別 | 0人 ● |
| 同一生計配偶者 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 | ● | |

給与・異年・年末調整処理の際、社労簿登録内容から税扶養数を自動計算する。

| 控除区分 | 人数 | 税控除数 |
|------|---|------|
| 被扶養者 | 一般扶養: 1人 | 1人 ● |
| | 特定扶養: 0人 | 0人 ● |
| | 老人扶養: 0人 | 0人 ● |
| | 同居老親: 0人 | 0人 ● |
| 障害者 | 一般障害: 0人 | 0人 ● |
| | 特別障害: 0人 | 0人 ● |
| | 同居特障: 0人 | 0人 ● |
| 集計方法 | <input type="radio"/> 令和05年度用(平成20年1月2日以降に生まれた人を税法上扶養数に含めない) | |
| | <input checked="" type="radio"/> 令和06年度用(平成21年1月2日以降に生まれた人を税法上扶養数に含めない) | |

税法上の 2人

給与計算上の「税法上扶養数」と今回の定額減税での被扶養者数は16歳未満の取り扱いなどが異なるため、別メニュー（随時処理>>令和6年分所得税の定額減税>>控除対象者及び月次減税額設定👉8ページ）で人数の集計を行います。

2-3. 定額減税のための申告書の出力

賃金台帳出力・その他処理 >> その他処理を行う >> **定額減税のための申告書** より源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書を出力します



定額減税のための申告書

用紙の指定

2024 年

税務署版(ダウンロード用紙) A4カット紙

印刷順序指定

従業員コード順 給与体系順

所属&従業員コード順 所属&処理コード順

部門&従業員コード順 部門&処理コード順

各種範囲指定

給与体系

部門

所属

所属選択

従業員コード

~

印字項目

従業員コード、氏名、住所も印字する

従業員コードの代わりに処理コードを印字する

所属コード、所属名を印字する

所属コード、所属名をタイトル下に印字する

事業所名、住所のみ印字する

印字選択

配偶者を印字する

扶養親族を印字する

乙欄対象者も印刷する

マイナンバー欄

印字する 印字しない マスキングする

マイナンバー記載省略の合意チェック

文書を印字する 文書を印字しない

従業員用 支払義務者用

所属を印字する場合は[A4 カット紙]を選択し、印字項目[所属コード、所属名を印字する]へチェックを入れてください。

配偶者・扶養親族を印字する場合は印字選択[配偶者を印字する][扶養親族を印字する]へチェックを入れてください。

令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

| | | | |
|------------------------|----------------------|--------|--------|
| 新報済番号 | 給与の支払者のD00001 | フリガナ | 大光 |
| 名称(氏名) | 株式会社MKS | あなたの氏名 | 大光 花子 |
| 給与の支払者の個人番号 | 11111111111111111111 | あなたの住所 | 東京都 一部 |
| 給与の支払者の次期市北区内中環第2-4-12 | | あなたの住所 | 東京都 一部 |
| 新住所(住所) | 環南センタービル | あなたの住所 | 東京都 一部 |

※記載に当たっての注意

◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(扶養親族に関する事項を含む)、「印字しない」に選択した源泉徴収簿や扶養親族(給与所得者の扶養控除等申告書)に記載した控除対象扶養親族については、この申告書への記載は不要です。

◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者として提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】...令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(給与を含みます。)の支払日まで、この申告書を給与の支払者に提出してください。令和6年6月1日以後最初の支払を受ける給与(給与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉徴収対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれている旨です。この申告書に記載する必要はありません。

※この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合は、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けようとする際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書」(源泉徴収に係る定額減税のための申告書)に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等申告書」(異動)申告書又は「扶養親族に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【年末調整に係る申告書として使用】...年末調整を行うときに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれている旨です。この申告書に記載する必要はありません。

※「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名を記載して提出した場合は、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書」(源泉徴収に係る定額減税のための申告書)に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等申告書」(異動)申告書又は「扶養親族に係る定額減税のための申告書」(異動)申告書に記載して提出する必要があります。

※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出した場合は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名」に記載してください。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けられません。

| フリガナ | 氏名 | 個人番号 | 生年月日 | 配偶者の住所又は居所 | 居住者に居住 | 本年中の合計所得金額の見積額 |
|-------|----|------|------------|------------|-------------------------------------|----------------|
| 大光 花子 | | | 昭和42.02.02 | | <input checked="" type="checkbox"/> | 円 |

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けられません。

| フリガナ | 氏名 | 個人番号 | 続柄 | 生年月日 | 扶養親族の住所又は居所 | 居住者に居住 | 本年中の合計所得金額の見積額 |
|-------|----|------|----|------------|-------------|-------------------------------------|----------------|
| 大光 次郎 | | | 子 | 昭和22.03.05 | | <input checked="" type="checkbox"/> | 円 |
| | | | 養子 | | | <input type="checkbox"/> | 円 |
| | | | 養子 | | | <input type="checkbox"/> | 円 |

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない(本人様からチェック) 提供を受けている個人番号と相違ない(支払義務者用欄)

3. 月次減税額の計算

賃金台帳出力・その他処理 >> その他処理を行う >> **控除対象者及び月次減税額設定**にて各従業員の月次減税額の計算を行います。



この操作を行わないと給与賞与計算時に減税が行われません。

(操作手順)

- ① **検索**を押す (2回目以降の検索時は「データ登録の有無」(下図青枠)を「あり」にしてください)
- ② **全選択**を押す (省きたい従業員がいる場合は「計算対象」のチェックを外してください)
- ③ **控除額計算**を押す
- ④ **登録**を押す

控除対象者及び月次減税額設定

従業員コード: [] ~ []

所属: [所属選択]

部門: [] 給与体系: [] 支給日: []

データ登録の有無: なし あり

定額減税の対象: 対象 非対象

控除対象区分: 対象 非対象

クリア [] **①** 検索(F) []

検索エリアをとじる

② **全選択** [] 全解除 [] 着色行選択 [] 着色行解除 []

| 選択 | 従業員コード | 氏名 | 控除対象区分 | 同一生計配偶者と扶養親族の数 | 月次減税額 | 入社日 | 退職日 | 給与所得区分 | 賞与所得区分 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|----------------|--------|-------------|-----|--------|--------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000001 | 大門 一部 | 対象 | 0 | 30,000 | 2020年01月29日 | | 甲欄 | 甲欄 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000101 | 東京 一部 | 対象 | 2 | 90,000 | 2018年11月01日 | | 甲欄 | 甲欄 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000102 | 名古屋 二部 | 対象 | 0 | 30,000 | 2018年11月01日 | | 甲欄 | 甲欄 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000103 | 福岡 三子 | 対象 | 0 | 30,000 | 2013年11月01日 | | 甲欄 | 甲欄 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000105 | 札幌 五月 | 対象 | 0 | 30,000 | 2013年11月01日 | | 甲欄 | 甲欄 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 000106 | 大分 六部 | 対象 | 0 | 30,000 | 2008年04月01日 | | 甲欄 | 甲欄 |

③ 編集(E) [] **控除額計算** [] **④** 登録(S) []

控除対象者及び月次減税額の修正

従業員コード: 000101 従業員名: 東京 一部

控除対象: 非対象 対象

同一生計配偶者と扶養親族の数: [2] 人

月次減税額: 90,000円

閉じる(Esc) [] **設定** []

控除額計算・登録後**編集**から控除対象・対象外への変更や被扶養者数の変更が可能です。

※上記**①**~**④**の操作前には編集は行えません。**①**~**④**の操作後、データ登録の有無[あり]で検索をすることで編集を行うことができます。

4. 給与支払時の控除

3. 月次減税額の計算 (👉 8ページ) で計算した各従業員の月次減税額を 2024/06/01 以降支給の給与・賞与でその月の所得税を限度に新項目「定額減税」で控除します。

新項目「定額減税」で控除しても 3. 月次減税額の計算で計算した各従業員の月次減税額の残額が発生した場合は、次回以降の給与賞与で残額が 0 になるまで控除を行います。

4-1. 控除コード 11「定額減税」の使用設定

給与マスタ管理>>給与体系マスタを設定する>>支給控除使用項目設定で「定額減税」を給与体系ごとに使用設定します。

※控除項目コード 11「定額減税」は項目実装時、給与マスタ管理>>会社マスタを設定する>>給与控除項目設定は「1:使用」で実装されますので、給与控除項目設定は操作不要です。

この操作を行わないと給与賞与計算時に減税が行われません。

(操作方法)

- ① 給与体系をプルダウンから選択
- ② 「給与控除項目」をプルダウンから選択
※賞与からも控除する場合は⑤のあとに「賞与控除項目」を選択して同様に設定して下さい
- ③ 左側のボックスから「定額減税」を選択
- ④ 選択>>を押す (右側のボックスに定額減税が表示されたことを確認する)
- ⑤ 登録を押す

支給・控除使用項目設定: 2024年06月処理 登録済

給与体系: 01 給与体系1 ①
給与控除項目: ②

健康保険
厚生年金
雇用保険
調整保険
所得税 ③
定額減税
住民税

給与支給項目 済
給与控除項目 済
賞与支給項目 済
賞与控除項目 済 ④

選択 >>
全選択 >>
<< 取消
<<全取消

健康保険
厚生年金
雇用保険
調整保険
所得税
住民税
定額減税

⑤

→ 登録して次画面へ ✓ 登録(S)

4-2. 給与賞与計算の実行

控除コード 11「定額減税」が表示されていることを確認して、通常通り給与計算を行ってください。

その月の控除コード 10「所得税」の金額を限度に控除コード 11「定額減税」でマイナス控除を行います。

控除コード 11「定額減税」で控除しても **3. 月次減税額の計算** (8 ページ) で計算した各従業員の月次減税額の残額が発生した場合は、次回以降の給与賞与で残額が 0 になるまで控除を行います。

給与個別入力:2024年06月処理 未入力

000101 従業員情報 ^

Q 従業員検索(F)

東京 一郎 社会保険料を2ヶ月分徴収 ⓘ

| 従業員名 | 勤怠項目 | | | 支給項目 | | | | 控除項目 | | | | | |
|--------|------|--------|--------|------|---------|--------|----|---------|----|------|----|----|--------|
| | № | 項目名 | 時間・回数 | № | 項目名 | 単価 | 変動 | 支給額 | № | 項目名 | 単価 | 変動 | 控除額 |
| 大門 一郎 | 01 | 出勤日数 | 20.00 | 1 | 基本給 | | | 290,000 | 1 | 健康保険 | | | 14,406 |
| 東京 一郎 | 02 | 休日出勤日数 | | 2 | 役職手当 | | | 10,000 | 1 | 介護保険 | | | 2,520 |
| 名古屋 二郎 | 03 | 代休日数 | | 23 | 非課税通勤手当 | | | 10,000 | 2 | 厚生年金 | | | 25,620 |
| 福岡 三子 | 04 | 有給日数 | | 23 | 課税通勤手当 | | | | 6 | 雇用保険 | | | 1,860 |
| 札幌 五月 | 05 | 特別休暇日数 | | 24 | 普通残業 | 2,344 | | | 7 | 調整保険 | | | |
| 大分 六郎 | 06 | 欠勤日数 | | 24 | 深夜残業 | 2,813 | | | 10 | 所得税 | | | 3,510 |
| | 07 | 就労時間 | 160.00 | 24 | 休日出勤手当 | 2,532 | | | 11 | 定額減税 | | | -3,510 |
| | 08 | 普通残業 | | 25 | 欠勤控除 | 15,000 | | | 12 | 住民税 | | | 7,100 |
| | 09 | 深夜残業 | | 25 | 遅早控除 | 1,875 | | | | | | | |
| | 10 | 休日勤務時間 | | 26 | 週及手当 | | | | | | | | |

(月次減税額の残額が残ったまたはちょうど 0 になった場合の表示) (所得税 ≤ 月次減税額残額)

控除コード 10「所得税」を限度に控除コード 11「定額減税」でマイナス控除します。

| | | | | |
|----|------|--|--|--------|
| 10 | 所得税 | | | 3,510 |
| 11 | 定額減税 | | | -3,510 |

(月次減税額の残額が 0 になった場合の表示) (所得税 > 月次減税額)

控除コード 10「定額減税」で月次減税額残額をすべてマイナス控除します。

| | | | | |
|----|------|--|--|---------|
| 10 | 所得税 | | | 48,750 |
| 11 | 定額減税 | | | -30,000 |

4-2-1. 控除コード11「定額減税」が表示されない場合

4-1. 控除コード11「定額減税」の使用設定 (9 ページ) を行ってください。

給与計算済の場合は月次給与計算>>月次給与を計算する>>給与個別入力で画面右下の再計算を押してください。

複数人が給与計算済の場合は、月次給与計算>>月次給与を計算する>>給与一括入力で給与体系ごとに以下操作を行ってください。一括再計算になります。

(操作方法)

- 1 給与体系をプルダウンから選択する
- 2 処理対象を[計算済のみ]を選択する
- 3 全選択を押す (再計算対象から外したい従業員は青枠の選択中をクリックしてください)
- 4 登録を押す

給与一括入力: 2024年06月処理

所属: 所属選択
部門: 選択
給与体系: 01:給与体系1 (1)
対象者数: 6人

計算方法: 通常計算
月別労働日数: 給与年月: 2024年06月
所定労働日数: 締日: 2024年06月30日
所定労働時間: 支給日: 2024年06月30日
労働時間/日: 8.00
登録後計算結果を表示する

処理対象: 未入力のみ 計算済のみ (2)

全選択 (3) 全解除

| 従業員コード | 大門 一部 | 東京 一部 | 名古屋 二部 | 福岡 三子 | 札幌 五月 | 大分 六部 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 従業員コード | 000001 | 000101 | 000102 | 000103 | 000105 | 000106 |
| 計算対象 | 選択中 | 選択中 | 選択中 | 選択中 | 選択中 | 選択中 |
| 出勤日数 | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 |
| 休日出勤日数 | | | | | | |
| 代休日数 | | | | | | |
| 有給日数 | | | | | | |
| 特別休明日数 | | | | | | |
| 欠勤日数 | | | | | | |

登録 (4)

4-2-2. 控除コード11「定額減税」は表示されるが減税が行われない場合

3. 月次減税額の計算 (8 ページ) の操作を行ってください。

3. 月次減税額の計算をしているにもかかわらず「定額減税」に金額が表示されない場合は、

5. 各人別控除事績簿 (次ページ) を出力し、月次減税額の残額が残っているか確認してください。

5. 各人別控除事績簿の作成

賃金台帳出力・その他処理 >> その他処理を行う >> **各人別控除事績簿**より給与計算後に出力をします。



給与計算前でもフォーマットの出力は可能です。

給与計算をすることで各従業員の事績が帳票に反映します。

紙帳票で印刷するほか、**ファイル出力**からエクセル形式での出力も可能です。

各人別控除事績簿

範囲指定

印刷順序指定

給与体系順

従業員コード順

所属&従業員コード順

所属&処理コード順

部門&従業員コード順

部門&処理コード順

各種範囲指定

給与体系 ~

部門 ~

所属

従業員コード ~



| 基準日在籍者 (受給者の氏名) | | 月次減税額の計算 | | | | | | 月次減税額の控除 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---------------------------------|--|----------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------|---|--------------------------------|----------------|---|--------------------------------|----------------|---|--------------------------------|----------------|---|--|--|
| | | 同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ① | 月次免税額 (受給者本人 +①の人数) ×30,000円 ② | 控除前 税額 ③ | ②のうち ③から 控除した 金額 ④ | 控除し れない 金額 (②-④) ⑤ | 控除前 税額 ⑥ | ⑤のうち ⑥から 控除した 金額 (⑤-⑥) ⑦ | 控除し れない 金額 (⑤-⑦) ⑧ | 控除前 税額 ⑨ | ⑧のうち ⑨から 控除した 金額 (⑧-⑨) ⑩ | 控除し れない 金額 (⑧-⑩) ⑪ | 控除前 税額 ⑫ | ⑪のうち ⑫から 控除した 金額 (⑪-⑫) ⑬ | 控除し れない 金額 (⑪-⑬) ⑭ | 控除前 税額 ⑮ | ⑭のうち ⑮から 控除した 金額 (⑭-⑮) ⑯ | | |
| 000001 大門 一部 | 0 | 30,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 23,520 | 23,520 | 6,480 | 23,520 | 6,480 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 000101 東京 一部 | 2 | 90,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3,510 | 3,510 | 86,490 | 3,510 | 3,510 | 82,980 | | | | | | | | | | | |
| 000102 名古屋 二部 | 0 | 30,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 26,460 | 26,460 | 3,540 | 26,460 | 3,540 | 0 | | | | | | | | | | | |
| 000103 福岡 三子 | 0 | 30,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 740 | 740 | 29,260 | 740 | 740 | 28,520 | | | | | | | | | | | |
| 000105 札幌 五月 | 0 | 30,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3,700 | 3,700 | 26,300 | 3,700 | 3,700 | 22,600 | | | | | | | | | | | |
| 000106 大分 六郎 | 0 | 30,000 | 2024年06月30日 | | 2024年07月31日 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3,770 | 3,770 | 26,230 | 3,770 | 3,770 | 22,460 | | | | | | | | | | | |

6. 控除後の事務

給与計算後、各帳票を出力します。

6-1. 給与明細書/賞与明細書

月次給与計算>>給与計算結果を出力する>>給与明細書、または賞与計算>>賞与計算結果を出力する>>賞与明細書から明細書を出力します。

通常通りの操作で出力いただくと控除項目に定額減税でマイナス控除した金額が表示されます。

| 支給明細書 | | | 2024年06月分 給与 | | | |
|--------|---------|----|-----------------|---------|-------------|---------------|
| コード | 氏名 | | 支給日 2024年06月30日 | | | |
| 000101 | 東京 一郎 様 | | 締日 2024年06月30日 | | | |
| 勤怠内訳 | | | 支給項目 | | 控除項目 | |
| 項目 | 時間・回数 | 単価 | 基本給 | 290,000 | 健康保険 | 14,406 |
| 出勤日数 | 20.00 | | 役職手当 | 10,000 | 介護保険 | 2,520 |
| | | | 非課税通勤手当 | 10,000 | 厚生年金 | 25,620 |
| | | | | | 雇用保険 | 1,860 |
| | | | | | 所得税 | 3,510 |
| | | | | | 定額減税 | -3,510 |
| | | | | | 住民税 | 7,100 |

(国税庁発行：給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた 9ページ)

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税) ×××円」又は「定額減税××円」などと表示します。

なお、年末調整を行って支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は要しません。

〔記載例〕 給与支払明細書

| 給与支払明細書 | |
|------------------------|-------------|
| 給与金額 | ×××円 |
| 源泉徴収税額 | ×××円 |
| ・ | |
| ・ | |
| ・ | |
| 定額減税額 (所得税) | ×××円 |

6-2. 源泉所得税納付書

賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う>>源泉所得税納付書(月次) (特例)より出力します。

源泉所得税納付書はフォーマットの変更はありません。

税額欄には各従業員の「所得税-定額減税」(0の場合は0)を集計し、値を配置します。

| 源泉所得税納付書(月次) | | | | | | |
|--------------|-------|-------------|-------------|----|-----------|----|
| 支給年月 | 年度 | 区分 | 支払年月日 | 人員 | 支給額 | 税額 |
| 令和06年06月 | 令和06年 | 俸給・給料等 | 令和06年06月30日 | 6 | 1,860,000 | 0 |
| | | 賞与(役員賞与を除く) | | | | |
| | | 日雇労働者の賃金 | | | | |
| | | 退職手当等 | | | | |
| | | 税理士等の報酬 | | | | |
| | | 役員賞与 | | | | |
| | | 同上の支払確定年月日 | | | | |
| 摘要 | | | | | 年調不足税額 | |
| | | | | | 年調超過税額 | ▲ |
| | | | | | 本税 | 0 |
| | | | | | 延滞税 | |
| | | | | | 合計額 | 0 |

印字微調整 印刷(P) 削除(D) 取込 年調取込 登録(S)

(国税庁発行：給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた 9ページ)

(2) 納付書の記載と納付等

給与の支払者は、各月の月次減税事務の終了後、納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与(役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額(その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

(注) 「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった(「本税」欄が「0」)場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書(所得税徴収高計算書)を必ず所轄税務署に提出してください。

6-3. 源泉徴収簿

年末調整>>年調結果を出力する>>源泉徴収簿より出力します。

フォーマットの「算出税額」欄に2段になって上に所得税、下に定額減税で控除した金額が表示されます。

源泉徴収簿は年末調整>>年調データを入力する>>年末調整個別入力を登録すると出力可能になります。

| 区分 | 支払月日 | 給与 | 総支給金額 | 社会保険料等の控除額 | 社会保険料等控除後の給与等の金額 | 控除額等の数 | 算出税額 | 年末調整による過不足税額 | 差引 | |
|--------------------|-------|----|-----------|------------|------------------|--------|--------|--------------|--------|--|
| 令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿 | 01:31 | | 305,274 | 44,408 | 260,866 | 1 | 5,350 | | 5,350 | |
| | 02:28 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 1 | 5,140 | | 5,140 | |
| | 03:31 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 1 | 5,140 | | 5,140 | |
| | 04:30 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 1 | 5,140 | | 5,140 | |
| | 05:31 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 1 | 5,140 | | 5,140 | |
| | 06:30 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 2 | 9,510 | | 9,510 | |
| | 07:31 | | 300,000 | 44,408 | 255,592 | 2 | 9,510 | | 9,510 | |
| | 08: | | | | | | | | | |
| | 09: | | | | | | | | | |
| | 10: | | | | | | | | | |
| | 11: | | | | | | | | | |
| | 12: | | | | | | | | | |
| 計 | | | 2,105,274 | 310,874 | 1,794,400 | 12 | 32,930 | | 29,910 | |

(国税庁発行：給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた 8ページ)

また、令和6年分源泉徴収簿には、「算出税額」欄の下に、各人別控除事績簿の「②のうち③から控除した金額④」欄などに記入した（表示された）金額を「マイナス」で記入します。

(記載例) <各人別控除事績簿と源泉徴収簿への記入方法>

(各人別控除事績簿)

| 基準日在职者 (受給者の氏名) | 月次減税額の計算 | | 月次減税 | | | | |
|--------------------|---------------------|--|----------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------|---|
| | 同一生計配偶者と扶養親族の数 ① | 月次減税額 (受給者本人+①の人数) ×30,000円 ② | 控除前 税額 ③ | ②のうち ③から 控除した 金額 ④ | 控除しきれ ない金額 (②-④) ⑤ | 控除前 税額 ⑥ | ②のうち ⑥から 控除した 金額 (⑤-⑦) ⑧ |
| 山川 太郎 | 3 | 120,000 | 11,750 | 11,750 | 108,250 | 93,000 | 15,250 |

(源泉徴収簿)

| 区分 | 支払月日 | 給与 | 社会保険料等の控除額 | 社会保険料等控除後の給与等の金額 | 控除額等の数 | 算出税額 |
|----|------|---------|------------|------------------|--------|--------|
| 給与 | 5:24 | 500,000 | 78,300 | 421,700 | 2 | 11,750 |
| | 6:25 | 500,000 | 78,300 | 421,700 | 2 | 11,750 |
| 賞与 | 6:28 | 900,000 | 140,940 | 759,060 | 2 | 93,000 |

7. 定額減税についてのよくあるご質問

7-1. 「賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う」の中に定額減税のメニューが表示されません。

⇒ネット de 賃金で表示されるメニューは、社労士事務所様での設定状況によって異なります。

社労士事務所様へ操作権限・印刷権限を変更頂くようご依頼下さい。

7-2. 定額減税にあたり行わなければいけないことはありますか

⇒①**賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う>>控除対象者及び月次減税額設定**にて各従業員の月次減税額の計算を行って下さい（参考ページ：[P.8](#)）

②**給与マスタ管理>>給与体系マスタを設定する>>支給控除使用項目設定**で「**定額減税**」を給与体系ごとに使用設定して下さい（参考ページ：[P.9](#)）

7-3. 定額減税はどのような従業員・被扶養者が控除対象になりますか

⇒対象となるのは以下の条件を全て満たす従業員・被扶養者です（参考ページ：[P.5~](#)）

①従業員本人

給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>基本項目設定で、入社年月日が「令和6年6月1日以前」or 未入力 かつ 退社年月日が「令和6年6月1日以降」or 未入力。
給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>税設定で、給与所得税区分・賞与所得税区分が「甲欄」or 率計算 or 固定値

②被扶養者

給与マスタ管理>>従業員マスタを設定する>>被扶養者設定で、

・配偶者

⇒同一生計配偶者が「有」

※同一生計配偶者は定額減税のアップデートで新規追加された項目です。

バージョンアップ時点で配偶者の有無が「有（一般）」or 「有（老人）」のどちらかに設定されていると自動で同一生計配偶者が「有」に設定されます。

・その他の被扶養者(16歳未満含む)

⇒税法上扶養チェックあり かつ 国外居住親族チェックなし かつ 配偶者区分チェックなし かつ 給与連動続柄「妻」「夫」以外

※給与賞与の被扶養者は16歳未満対象外ですが、定額減税は16歳未満が対象のため「税法上の控除人数合計」を使用せず上記条件としています。

7-4. 定額減税の控除が行われません。

⇒以下をご確認下さい。

- ①定額減税の対象者として判定されるマスターに設定されているか。
対象条件は前ページの7-3をご参照下さい。
- ②給与マスタ管理>>給与体系マスタを設定する>>支給控除使用項目設定で「定額減税」が
使用設定されているか（参考ページ：[P.9](#)）
- ③賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う>>控除対象者及び月次減税額設定は
設定されているか（参考ページ：[P.8](#)）
- ④定額減税の残額は残っているか（参考ページ：[P.12](#)）
残額は賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う>>各人別控除事績簿でご確認下さい。
- ⑤月次給与計算>>月次給与を計算する>>給与個別入力で「再計算」を実行しても控除コード 11
「定額減税」に表示されないか（参考ページ：[P.11](#)）

7-5. 一部の従業員を定額減税の対象から外すことはできますか

⇒賃金台帳出力・その他処理>>その他処理を行う>>控除対象者及び月次減税額設定で対象者を選択し、「編集」ボタンから控除対象を「非対象」へ切り替えてください。
「編集」ボタンが有効にならない場合は控除額計算が行われていません。
対象を選択し、「控除額計算」を押して「登録」をすることで編集ボタンが有効になります。
対象者が表示されない場合は「データ登録の有無」を切り替えて表示してください

7-6. 控除対象者及び月次減税額設定で対象者が表示されません

⇒「クリア」を押して検索条件を初期状態に戻した後、検索して下さい。
表示されない場合はデータ登録の有無を切り替えて検索して下さい。

7-7. 定額減税に関して年末調整のアップデートはしますか

⇒令和6年度の年末調整の詳細は令和6年9月ごろ国税庁 HP にて発表予定のため、
現在発表されている範囲で国税庁の発表に合わせて以下の改修を11月中に予定しております。
(参考ページ：[P.3](#))